

6 公立香第 126 号
令和 6 年 8 月 1 日

各 所 属 所 長
各市町公立学校共済組合事務主管課長 殿

公立学校共済組合香川支部
支部長 淀谷 圭三郎

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額等の変更について（通知）

このことについて、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 17 条第 4 項第 2 号ロ及びハに規定する賃金日額が改正されたことに伴い、令和 6 年 8 月 1 日以降の期間について支給される地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 2 第 3 項及び第 70 条の 3 第 3 項の規定による育児休業手当金及び介護休業手当金に係る給付上限相当額が下記のとおり変更されましたので、お知らせします。

記

給付金名称	給付上限相当額	
	変更前 (令和 6 年 7 月 31 日まで)	変更後 (令和 6 年 8 月 1 日以後)
育児休業手当金	[50%適用の場合] 10,520 円	[50%適用の場合] 10,697 円
	[67%適用の場合] 14,097 円	[67%適用の場合] 14,334 円
介護休業手当金	15,513 円	15,778 円

※新様式は公立学校共済組合香川支部のホームページ等からダウンロードできます。

※既に受付済の給付金については、共済組合側で確認・修正いたしますので、請求様式の差替え等は不要です。

(担当) 公立学校共済組合香川支部
共済グループ
短期給付担当 久保・西尾
TEL: 087-832-3792